

■海外旅行保険のあらまし（補償の概要等）～主な特約等の概要～

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合は、指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。 ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。	*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
疾病死亡	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま す。 *4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症または四類感染症をいいます。 *5 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合は、指定された方に支払います。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・ 救済費用	■治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*2*3により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ※お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 *1 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。 *2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症または四類感染症をいいます。 *3 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	■治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま。） ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のために必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、b. については5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	P. 1に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病（歯科治療費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救済費用	■救済費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。） ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、<u>3日以上</u>*1続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて<u>30日以内に死亡</u>された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ※お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 *1 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	■救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*2の方が実際に支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） ③救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ救済者1名分につき14日分まで） ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きします。） ⑥遺体処理費用（100万円まで） *2 6親等以内の血族、配偶者*3または3親等以内の姻族をいいます。 *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	P. 2に記載のとおりに

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガを被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害治療費用	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ※お支払いする保険金は、1回のケガについて、傷害治療費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。） ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費 ④入院のために必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品の購入費（1回のケガについて、b.については5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病治療費用	①海外旅行開始後に発病した病気*1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症*2*3により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ※お支払いする保険金は、1回の病気について、疾病治療費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 *1 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。 *2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症または四類感染症をいいます。 *3 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りません。） ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③入院のために必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品の購入費（1回のケガについて、b.については5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*4 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑥妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ⑦歯科疾病（歯科治療費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ⑧海外旅行開始前に発病した病気 ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） *4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
救 援 者 費 用 等	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。） ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*1続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 *1 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*2の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。なお、お支払いする保険金は、救援者費用等保険金額が保険期間中の限度となります。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで）*5 ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。）*5 ⑥遺体処理費用（100万円まで） *2 6親等以内の血族、配偶者*3または3親等以内の姻族をいいます。 *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。 *5 傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*6 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による入院 ⑥けんかや自殺行為（事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合はお支払いの対象となります。）、犯罪行為 ⑦妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症による入院 ⑧歯科疾病による入院 ⑨海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑩海外旅行開始前に発病した病気 ⑪むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑫ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間のケガ等（左記「保険金をお支払いする主な場合」の①、③、④の場合はお支払いの対象となります。また、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、左記「保険金をお支払いする主な場合」の②、⑤もお支払いの対象となります。） *6 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
応急治療・ 救援費用	■治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により医師の治療を受けられた場合 ■救援費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により<u>3日以上*2</u>続けて入院された場合 *2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。 治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 *1 症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※保険金のお支払額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また住居（保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。	■治療費用部分 実際に支出した治療費用等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額 ■救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*3の方が実際に支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者3名分まで） 救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで） *3 6親等以内の血族、配偶者*4または3親等以内の姻族をいいます。 *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他の器具等継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用
歯科治療費用	海外旅行中に発病した歯科疾病*1を直接の原因として、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始した場合 *1 歯科医師*2が行う歯科疾病に対する治療のうち、予防治療（検診、歯石除去等）および矯正治療（歯ならびや噛み合わせを、きれいな歯ならびにする歯科治療等）を除いた治療で、かつ、社会通念上妥当な治療をいいます。 *2 日本国外においては、保険の対象となる方が診察、歯科治療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、保険の対象となる方が歯科医師である場合は、保険の対象となる方以外の歯科医師をいいます。	歯科治療のために負担した下記の費用で社会通念上妥当な金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた額。（歯科治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限り、ます。） ※同一保険年度内の疾病に対して、歯科治療費用保険金額を限度とします。 ①歯科医師*2の診察費、処置費および手術費 ②歯科医師*2の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④歯科治療費用保険金請求のために必要な歯科医師*2の診断書の費用 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。歯科医師*2の診断書および領収証等の証明書類を必ずお持ち帰りください。	P.1の①～④、⑥に加え、たとえば、 ・保険の対象となる方の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用（歯科治療を目的として歯科医師*2が用いた場合はお支払いの対象となります。） ・海外旅行開始前に発病した歯科疾病 ・保険期間の初日から待機期間中に治療を開始した歯科疾病 ・歯科疾病に対する治療のうち、予防治療、矯正治療 ・歯科治療を伴わない検査 ・その他弊社が歯科治療費用保険金の支払いの対象とならないと指定した保険証券記載の歯科治療

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任	海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の賠償責任を負った場合 *1 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	P. 1 に記載の③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する賠償責任 ・航空機、船舶*2、車両*3、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・親族*4に対する賠償責任 *2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。 *4 6親等以内の血族、配偶者*5または3親等以内の姻族をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害	海外旅行中に携行品*1が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *1 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*2をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。 *2 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	（携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額*3 ※乗車券等については合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *3 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*4とします。修繕が可能な場合は修繕費と時価額*4のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限りです。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *4 時価額とは、再取得価額*5から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *5 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。	P.1に記載の①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失*6 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。） *6 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合												
航空機寄託手荷物遅延等	①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から<u>6時間以内</u>に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から<u>96時間以内</u>に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後<u>6時間以内</u>にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、乗継地または目的地に到着してから<u>96時間以内</u>に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合	1回の事故につき3万円（定額）をお支払いします。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	P.1に記載の①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波												
航空機遅延費用	①出発地から搭乗する予定であった航空機の<u>6時間以上</u>の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から<u>6時間以内</u>に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から<u>6時間以内</u>に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費*1 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代 *1 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。	<table><tr><td></td><td>保険の対象となる方が負担した費用</td><td>お支払い額</td></tr><tr><td>a</td><td>宿泊施設の客室料</td><td>3万円</td></tr><tr><td>b</td><td>交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料</td><td>1万円</td></tr><tr><td>c</td><td>食事代</td><td>5,000円</td></tr></table> ※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は<u>出発地</u>（<u>着陸地変更の場合はその着陸地</u>）、左記②の場合は<u>乗継地において負担した費用</u>に限ります。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。		保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	
	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行変更費用＋中途帰国費用のみ担保特約	次のような事由により海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合 ①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*1（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者*2もしくは3親等以内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合 ②入院 （１）保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合 （２）保険の対象となる方等の配偶者*2または2親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合 ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合 ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合 ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出頭される場合 ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合 保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合 保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等 ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 *1 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。 *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *3 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*4を旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。 ●中途帰国費用 ①企画旅行の場合 旅行変更 旅行日程のうち、 費用保険 × 中途帰国した = 保険金 金額*5 以後の日数 *6 旅行日程の日数 ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用*6 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 *4 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。 *5 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 *6 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費（14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。）および国際電話料等通信費等の諸雑費（合計して20万円まで）	①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*7 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 ②次の事由による入院 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ③次の事由による死亡・危篤または入院 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気 ④保険料領収前またはご契約された日より前に以下のいずれかの事由に該当した場合 ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者*2もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因*8もしくは⑧感染症等の原因*9が生じていた場合 等 *7 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *8 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。 *9 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
緊急一時帰国費用	保険の対象となる方が海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に、保険の対象となる方の配偶者*1もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限りします。 同一の原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*1・同一の2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金のお支払いの対象となります。 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料（14日分まで）および諸雑費（国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等）。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。	P.1に記載の①、②に加え、たとえば、 ●保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*1もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合 ●死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外への留学*1またはワーキングホリデー*2の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

*1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

*2 ワーキング・ホリデーとは、海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任	海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*3の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*4を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *3 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *4 レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害*5を含みます。 *5 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 ＜部屋の場合＞ 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ＜部屋以外の場合＞ 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害	損害賠償金の額 ※1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*6 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する（仕事上の）賠償責任 ⑤航空機、船舶*7、車両*8、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任（*4で含めるものはお支払いの対象になります。） ⑦親族*9に対する賠償責任 *6 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。 *9 6親等以内の血族、配偶者*10または3親等以内の姻族をいいます。 *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外への留学*1またはワーキングホリデー*2の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

*1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

*2 ワーキング・ホリデーとは、海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生生活用動産損害	海外旅行中に生活用動産*3が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合 *3 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*4または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。 *4 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。	（携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額*5 ※乗車券等については合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *5 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*6とします。修繕が可能な場合は修繕費と時価額*6のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *6 時価額とは、再取得価額*7から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *7 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。	P.13に記載の①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失*8 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。） ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*9 ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*9 *8 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *9 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。

■海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外への留学*1の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

*1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学継続費用	海外の学校*2に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故発生の日からその日を含めて<u>180日以内</u>に保険の対象となる方の扶養者*3が死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）、または、事故の発生の日からその日を含めて<u>180日以内</u>に保険の対象となる方の扶養者*3の身体に重度後遺障害が生じた場合 *2 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	扶養者*3が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*4に留学継続費用保険金額を乗じた額 *3 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*5のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *4 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。 *5 6親等以内の血族、配偶者*6または3親等以内の姻族をいいます。 *6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。	P. 13に記載の①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*3の故意または重大な過失 ・扶養者*3のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*3の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・扶養者*3の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*3が保険の対象となる方を扶養していない場合

<ご契約に関するご注意>

①帰国予定：

帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。

②渡航先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

・渡航先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合

・渡航先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）

・渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③渡航先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合